

平成30年度 第1回今治市行政改革推進審議会 会議録

1 日 時 平成30年7月4日（水）午前10時15分～

2 場 所 市役所11階特別会議室3号

3 議 題

- (1) 公の施設等のあり方見直し（廃止施設の利活用）について
- (2) 行革甲子園2018について
- (3) その他

4 出席者

委 員	浅井委員	井出委員	尾上委員
	来栖委員	妹尾委員	西部委員
	野崎委員	日浅委員	日比野委員
	御堂委員	村上委員	

事務局

越智企画財政部長
(人事課) 木原課長 森課長補佐
(財政課) 山本課長補佐
(企画課) 秋山課長
渡部課長補佐 加藤係長
岡本主査 越智主事

妹尾会長

それでは、ただいまから今治市行政改革推進審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日は、寄井委員が欠席でございます。

まず、開会にあたりまして、企画財政部長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

企画財政部長

皆様こんにちは。

企画財政部長の越智でございます。

3月までの財政課長としての前職から引き続き、事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、委員の皆様方におかれましては、平成30年度第1回目の今治市行政改革推進審議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

さて、本市の行政改革を推進するための指針であり、また、実施計画でもある「今治市行政改革ビジョン」は、この平成30年度が5年間の計画期間の中間年度にあたります。そのため、人事面・財政面・行政経営面を改革の柱とする重点目標の達成に向けては、最終年度を見据えて取組を加速していかなければならない、非常に重要な年であると考えています。

委員の皆様方におかれましては、行政改革の進捗状況を確認・検証する作業の中で、市民目線に立った活発なご審議とともに、ぜひ、今後3年間に向けた積極的なご意見・ご提言をいただきますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

妹尾会長

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、今治市附属機関等の会議の公開及び傍聴に関する要綱、及び、今治市附属機関等の会議録の作成及び公開に関する要綱に基づき、会議と議事録の公開を行うこととしておりますので、あらかじめご承知置きください。

それでは、まず事務局から資料の確認をお願いします。

企 画 課 長

それでは資料の確認をさせていただきます。

まずは資料1「公の施設等のあり方見直し（廃止施設の利活用）について」、資料2「行革甲子園のチラシ」、資料3は「行革甲子園のエントリーシート」になりますが、資料3-1が「今治スタイル採用試験」、資料3-2が「ごみ処理施設の整備」です。

続きまして資料4「平成30年度 行政改革推進審議会開催スケジュール（案）」、最後に、本日の追加資料としまして「平成30年度今治スタイル採用試験（A日程）の実施状況」を配布しております。

全ての資料がお揃いでしょうか。

事務局からの資料確認は以上でございます。

妹 尾 会 長

それでは、議事に移ってまいりたいと思います。

まずは議題1「公の施設等のあり方見直し（廃止施設の利活用）」について、事務局から説明をお願いします。

企 画 課 長

それでは、資料1「公の施設等のあり方見直し（廃止施設の利活用）について」をご覧ください。

公の施設の見直しに伴い用途廃止された施設につきましては、「利活用の促進」から積極的な売却や貸付による「資産活用」へと方向転換を図るため、昨年度の審議会において、皆様から「有効な方策等」についてのご意見をいただいたところです。

取組の詳細につきましては現在調整中ですが、この5月に部長会を開催し、市としての大きな方向性については、既に庁内で統一が図られていますので、ご報告をいたします。

資料は、左側に現在の状況、右側に今後の方向性を整理しています。

まずは1番目、市の方針としましては、平成28年2月に策定した行政改革ビジョンの中で、「保有効果を発揮していない未利用公有財産などについては、活用や処分を積極的に促進し、公的資産の流動化を図る必要があり、諸条件を考慮した上で、財

産の有効活用を図る」ことを明記しております。

2番目は、「公の施設の見直し」に伴い、E評価として用途廃止された施設の利活用状況です。用途廃止から2年が経過し、「利活用なし」が40施設、全体の約1/3が未利用・遊休化状態となっています。

3番目は、未利用・遊休施設の現状としまして、用途廃止から未利用に至るまでのフローです。

用途廃止した施設は、地域のコミュニティ活動拠点としての利活用を優先的に促進するため、まずは従来の利用者、地元の方々との協議を進めてきました。ここで利用希望が無い場合は、売却や貸付による「資産活用」へと方向転換を図ることになります。

しかし、「物件に対して購入・貸付の申出がない、または申出が想定されない」場合は、所管課が「利活用なし」の状態に個別に管理し、結果として未利用・遊休化させているのが現状です。

このフローの中で、資産活用に向けたターニングポイントになるのが「②購入・貸付の申出」のところですが、課題として挙げていますが、ノウハウが無い所管課では「申出がありそうか」、つまり「市場のニーズがあるのか」を想定・判断できない。また、市全体として対外的な情報発信ができていないため、そもそもニーズ自体を把握できていないことがあり、委員の皆様からも、「情報集約窓口の一元化、対外的なPRの促進が必要である」とのご意見をいただいております。

資料の右側をご覧ください。

さきほど「情報集約窓口の一元化、対外的なPRの促進」と申し上げましたが、資産活用に向けた情報の整理・集約にあたって、全ての未利用財産を対象にした場合は、その情報量が膨大なものになります。

そこで、大きな方向性としてしましては、まず「財産の保有数の削減」を第一に考え、「売却できる可能性が高い財産（売却可能財産）」の情報を集約・点検・発信することとし、課題の解決に向けて3つのポイントを整理しました。

はじめに、「(1) 売却可能財産について、庁内統一の判断基準を作成」です。

さきほどのフローの中では、ノウハウの無い所管課が「購入・貸付の申出がありそうか」、「市場のニーズがあるのか」を想定・判断できないという課題がありました。

そこで、まずは所管課で第一次的な判断を可能とするための「チェックリスト」を作成します。参考としまして、資料2枚目の「民間企業が公開している土地チェックシート」をご覧ください。

これは、あくまでも「土地を購入する側」の視点から作られたものですが、「生活環境」として土地の面積、交通機関や公共施設までの距離、「土地の法的規制」として前面道路の状況や用途地域の指定、「インフラ」として上下水道やガスなどの整備状況等を確認し、土地購入の判断基準とするものです。

このような条件も参考にしながら、所管課でも確認が可能で、かつ、点数方式のチェックリストを作成し、一定の点数以上のものを「売却可能財産」として集約したいと考えています。

資料の1枚目にお戻りください。

続きまして、「(2) 売却可能と一次判断された財産の情報集約・点検」です。

チェックリストにより「売却可能」と判断された財産は、ノウハウを有する管財課において集約・点検し、その中から「売却対象」とする財産を、優先順位をつけて選定していきたいと思っています。

最後に、「(3) 市ホームページ等による情報発信」です。

管財課が「売却対象」に選定した財産は、ホームページ等で一元的に情報を発信し、「市場ニーズの把握」を行い、「購入・貸付の申出がよせられたもの」から、順次資産活用を進めていきたいと考えております。

なお、これまでは、あくまでも「公の施設の見直しに伴い用途廃止された施設」を対象として資産活用の方策を議論してきました。しかし、今回の取組は公の施設の見直しにかかわらず、現状で未利用・遊休状態の全財産を対象を拡大し、可能性の高

いものから優先的・迅速に処分していきたいと考えております。

5番目には、「未利用・遊休施設の処分フロー（案）」としまして、「売却可能財産の洗い出し」から「処分の実施」までの流れを整理しています。

ホームページ等により市場ニーズを把握した後は、③処分（案）を決定し、④処分の準備として必要な測量や鑑定などの手続を行い、⑤公募により処分実施という流れで進めていきたいと考えています。

以上でございます。

妹尾会長

ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明について、委員の皆様から何かご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

御堂委員

独自のチェックシートを用いて、インフラ等の整備状況等から売却の可能性をチェックするということですが、施設を積極的に売却、処分していくための一つの案として、例えば下水道区域や水道区域に入っていないインフラ区域外にある財産について、市が先行投資してインフラの区域拡大を行い、売却後に固定資産税等でペイするという考え方もあると思います。その点についてはいかがですか。

企画課長

現時点では、「処分できる財産から処分する」ことから始めたいと考えており、積極的な売却に向けて、新たな財産形成のための投資というのは、現状では考えておりません。そのため、既にインフラ整備されている区域内の財産から優先的に処分し、その上での議論になるのではないかと思います。

新たな投資については今後の議論を待たなければなりません。今回の財産処分については、今あるものを、今ある条件の中で優先順位をつけて行うという考え方です。

村上委員

前回までは、E評価で廃止した100余りの施設の利活用や売却を進めるという話をしていましたが、それだけではなく、遊

休施設を全て洗い出し、今説明された方法で「財産処分の対象としていきたい」ということが今回の趣旨でしょうか。

企画課長

ご指摘のとおりです。

これまで、この審議会の中で多くの意見をいただいた「E評価により廃止となった施設」がきっかけではありますが、その他の財産についても処分が進んでいないのが現状です。市のホームページで処分可能な財産を紹介し、利活用の希望者を募ることで、広くニーズを把握したいと考えています。

先ほど御堂委員のご質問に、「投資はしない」とお答えしましたが、土地の測量や評価を行うためには当然経費が必要となってきます。そのため、まず情報を提示し、売れる可能性のあるところには予算をつけて、売却あるいは貸付に結び付けていきたいと考えています。

委員の皆様のご意見が、そのようなきっかけになったとご理解いただければと思います。

村上委員

利活用されており、十分市民の役に立っている施設は利活用に重きを置き、そうでない場合は、まず対象施設のリストがないと次のステップに進めません。それを進めるための方策について、この審議会で決定したいということでしょうか。

企画課長

その点については、既に十分ご意見をいただいていることでもありますので、まずはこの流れでスタートさせていただこうと思っています。

今後、審議会でご判断をいただく機会というのは少ないかと思いますが、進捗状況は随時報告いたしますので、その結果に対し、改善の指摘や取組へのご意見をいただくことになると考えています。

尾上委員

資料の利活用状況のうち、「利活用なし」は閉鎖してまったく利用していない施設、「利活用あり」は地域住民などが利用している施設と分かりますが、「協議中」の2施設はどのような施設

	ですか。
企 画 課 長	今後の活用に向けて、まだ方針が決まっていない施設です。例えば菊間公民館が耐震工事を行っているため、その間、E評価である歌仙地域住民学習センター及び亀岡学習センターを代替施設として利用しています。その代替施設としての利用が終わった後の判断が決定していないため「協議中」としています。
尾 上 委 員	他の「利活用なし」施設においても、住民に利用したい希望はあっても、自分たちで組織を作って管理するのは無理だという施設もあるのではないかと思います。そういう希望がある施設は、「利活用あり」や「協議中」に入っているということですか。
企 画 課 長	E評価という判断をさせていただいて以降、市としてできる限り住民の希望をお聞きし、あるいは希望の掘り起こしを行ってきました。その結果、この「利活用なし」という施設は、代わりになる施設が他にあり、管理団体等を作ってまで利用しなくてもいいという結論に至ったものではないかと思います。 そのため、新たなニーズについて別方向から検討した方がいい時期だと判断しています。
野 崎 委 員	チェックリストを基に一次的な判断をして、売却可能財産の洗い出しを行うということですが、物件の持っている単純な資産価値だけでなく、そこにかかる経費、人件費や維持管理費なども総合的に考えて優先順位をつけていくのが望ましいと思われませんが、その点の判断はどのように考えていますか。
企 画 課 長	資料1の5項目、「③個別資産の処分（案）を決定」に続き、「庁内調整・方針決定」という段階があります。施設の処分にあたっては、施設がこれまで地域に果たしてきた役割、あるいは将来、市としてこの用地を活用する可能性等について検討、判断します。

このプロセスにおいて、野崎委員ご指摘の点についても議論していく必要があると考えています。

浅井委員

資料に「E評価施設だけでなく、現状で未利用・遊休状態の全施設が対象」とあり、全ての遊休資産を迅速に処分していこうというのは非常に大事なことであると思いますが、この対象となる施設の数ほどのくらいでしょうか。

また、このE評価とそれ以外の遊休施設を対象施設としてリストアップし、売却等に向けた処分の進捗状況を一覧で報告していただけるのでしょうか。

企画課長

対象となる施設の総数については、この場では把握できておりません。

進捗状況については、行革ビジョンの中にも「財産の有効活用」について掲げておりますので、それに沿って報告できるような形にしたいと考えています。また、情報発信等に関するノウハウなども、審議会に進捗を報告する中で、ご意見をいただきながら進めてまいりたいと思います。

井出委員

資料を拝見しましたが、実際にこれで何とかなるのだろうかという懸念はあります。課題として、明らかにニーズがないであろう財産について、ホームページでPRや情報発信をしていくだけで、広く周知しニーズを掘り起こすことが可能なのかという点を心配しています。

また、今後のスケジュールによると、第2回目の審議会では、部長会で協議し決定した事項の報告を受ける流れとなっております。今年度はしっかり見直していきたいというお話でしたが、このスケジュール通りに進捗が可能でしょうか。

企画課長

まず1点目のニーズについて、これまでも、例えば島しょ部では、退職された方が島で暮らしてみたいという、別荘ニーズによると思われる問い合わせがありました。しかし、管財課でもどのような物件があるのか分からない、あるいは各施設の担

当課がどう対応していいか分からないといった状態がありました。そのような点を改善するために、まずホームページで一覧にして公開することで、少しでも市の財産を紹介できればと考えています。また、不動産業者との連携ということも管財課において取り組んでおります。もちろん今後の改善は必要ですが、まず手始めにホームページで公開することで一つ前進したいところ です。

2点目について、庁内調整を進めるにあたっては、審議会委員の皆様からいただいたご意見が非常に大きな後押しになっています。今後も報告だけに留めるつもりはなく、調整する上で、ご意見をいただく機会も確実にあると考えています。スケジュールについては、そのようにご理解いただければと思います。

村 上 委 員

会社経営においても、良い時期もあれば悪い時期もあるのが当然ですが、悪い時期が続けばスリム化して無駄を省いていかなないとやっていけません。今治市の場合も人口が減少し、歳入もあまり見込めない、厳しい財政状況が見込まれる中で、やはりスリム化を図っていくのはやむを得ないことであり、そのために良い形で処分ができそうなものは処分し、また、そこへ民間の投資を促したりすることで相乗効果も期待できるのではないかと思いますので、こういう流れについては賛成したいと思います。

西 部 委 員

新聞等によると、移住者が増えているということです。徳島あたりでも、本社が東京にあるIT会社が地方に支社を設置するようなケースがあると聞いています。今治でも条件が良ければ、そういう会社の目に留まることもあるかもしれませんので、情報発信は大変良いことだと思います。

企 画 課 長

企業からの打診という点で、以前に問い合わせがあった例では、最終的に希望していた建物が少し古く、建替えの投資まではできないということで売却には至りませんでした。しかし、場所によっては企業側のニーズもあるということです。また、

先ほど島しょ部には別荘ニーズがあると申し上げましたが、企業の保養所としてのニーズもあります。

移住者が増えているということは、その地域の魅力によるものであると思います。そういうニーズに応えられるよう急いで対応すべきということが、審議会のご意見として大きな部分であると思いますので、しっかり対応していきたいと思います。

日 浅 委 員

井出委員のご意見で「この情報をホームページで公開するだけで良いのか」という点にも関係しますが、人口減少が進んでいる今治で、施設の売却をきっかけに少しでも市の活性化に繋げることができれば、とても良いことです。

一方で、この仕事を市の職員だけで行うのは非常に大変ではないかとも思います。そこで、外部のコーディネーターに関わってもらって情報を発信し、利活用に結び付けていくことも検討してはどうでしょうか。外からの移住者を増やす、良い利活用に結び付けるということは、良いコーディネートができていてこそだと考えています。

民間へのアウトソーシングには費用もかかるため、実際に可能かという問題もありますが、それにより職員の負担軽減になり、また、効果的な情報発信により良い結果が出せるのであれば、考えても良いのではないのでしょうか。

企 画 課 長

ご指摘のとおり、島しょ部の移住者増加には、やはり良いコーディネーターの存在が重要であるというのは間違いのないことです。

尾道市では空家対策のためにNPOが活躍しており、大三島でもNPOの皆様が努力と調整をされて、移住に繋げるためにご尽力いただいているという事実があります。

今回は、まず手始めに可能な財産から処分するというものですが、今後は、コーディネーターへのアウトソーシングも課題として取り組んでいかなければなりません。そのために、他団体の優良事例などもございましたら、ぜひご紹介いただければと思っています。

妹尾会長

それでは、続きまして議題2「行革甲子園2018について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

企画課長

それでは、資料2「行革甲子園のチラシ」をご覧ください。

この行革甲子園は、全国の市区町村がお互いの創意工夫あふれる取組事例のノウハウ等を共有し、自らの取組に活用することを目的として2年に1回、愛媛県主催で開催されており、今回は来月、8月30日に松山市で開催されます。

2年前の行革甲子園2016は、委員の皆様とともに「今治市でも導入したら効果的か」という視点で視察し、北海道北見市の「書かなくていいの？証明書の申請をかんたん・スピーディに」という取組を今治市流にアレンジし、県内で初めて導入につなげることができました。

後ほどご案内いたしますが、委員の皆様には、今回もぜひ視察していただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それではここで、資料3-1、資料3-2をご覧ください。8月30日の行革甲子園は、一次審査を通過した8団体によるプレゼンテーション・最終審査の場となります。この最終審査を目指し、今治市としても「今治スタイル採用試験」と「ごみ処理施設の整備」の2事例を応募していますので、その概要について説明いたします。

まずは「ごみ処理施設」について私から概要を説明した後、行革ビジョンの中では人事面、「職員採用の適正化」に向けた取組である「今治スタイル採用試験」について、人事課から説明いたします。

それでは、資料3-2「合併によるスケールメリットを生かした『ごみ処理施設の整備』」をご覧ください。

資料に写真を掲載していますが、この4月から本格稼働した新しいごみ処理施設「バリクリーン」の整備に向けた取組です。

資料の2ページをご覧ください。

まずは取組の背景・目的ですが、表にありますように、今治市では12市町村の広域合併により、陸地部のごみを処理する今治クリーンセンターのほか、島しょ部の大島、伯方島、大三島に1施設ずつ、全部で4つのごみ処理施設を保有することになりました。

しかし、いずれの施設も老朽化が激しいことから、施設の更新の必要性、環境負荷の低減、財政負担の低減などを総合的に考慮した結果、4つの施設を1つに集約する方針を決定しました。

続いて、取組の具体的内容をご覧ください。施設の整備にあたっては、旧今治クリーンセンターの隣接地を建設地とし、4年間の設計・建設業務と20年間の維持管理・運営業務を一体として契約するDBO方式により事業者を選定しました。

また、施設の集約に伴い、島しょ部のごみ集積所に出されるごみは、委託業者が収集した後直接バリクリーンへ搬入しますが、既存の3つの施設は、個人や企業が直接搬入するごみを受入れるため、受入中継基地へと改造しております。

資料は1枚目に戻っていただいて、中央の「取組の効果」をご覧ください。

このバリクリーンは、ごみ焼却時の熱を電気エネルギーに変えるなど、最新の技術を導入したごみ処理施設であるほか、環境啓発施設、また、災害時の避難所機能を有した防災拠点機能として、避難者320人の収容が可能な設備と7日分の備蓄品を備えており、従来の迷惑施設のイメージを一新した、市民に親しまれるごみ処理施設として、地域住民からも歓迎の声をいただいております。

また、コスト面の効果としまして、現時点ではあくまでも予算ベースですが、集約前と比較して年間約3億7千8百万円の削減、さらには発電した電力のうち、施設で使わない余剰電力を売却することで、年間約1億4千万円の収入を見込んでおります。

最後になりますが、このバリクリーンは、小学生の環境教育以外に一般の方でも見学が可能となっており、また、施設の中

にある大会議室、研修室、多目的室は、有料ではありますが一般に貸し出しも行っております。機会がありましたら、ぜひ一度足を運んで、実際に見ていただきたいと思っております。

続きまして、「今治スタイル採用試験」について人事課から説明いたします。

人 事 課 長

資料 3 - 1 「今治スタイル採用試験 人財獲得競争時代に挑戦する採用試験改革」をご覧ください。

人財獲得競争時代を勝ち抜き、優秀な人財を確保するため、従来の試験も実施しながら、それに加え、新たに「今治スタイル採用試験」を平成 29 年度から実施しています。

また、この「今治スタイル採用試験」を啓発するため、本市の採用担当職員が、積極的に P R 活動を展開しております。

3 ページをご覧ください。

取組の具体的な内容は 4 点です。

1 点目は、採用試験の実施時期の前倒しです。

これにより、他の自治体よりも早く合格発表ができ、また、募集時期を民間企業の就職活動時期に合わせることで、本市への就職も選択肢の一つとして考えてもらうことができるようにいたしました。

2 点目は、教養試験、専門試験の廃止です。

公務員試験対策をしていない人への、受験のハードルを下げ、学力だけでは測れない魅力的な人物を採用しようという「人物重視」の試験方式を導入いたしました。

3 点目は、採用枠（受験資格）の拡充です。

今年度は、昨年度の文化・スポーツ枠（特別枠）に加え、海外での国際貢献活動や、民間企業経験者の採用枠を新たに設け、さまざまな経験をした人物を求めることといたしました。

4 点目は、本市採用担当職員自身の、本気度や熱意の P R です。

資料 4 ページの右下に写真を掲載していますが、これは、本市人事課の採用担当職員が、国際協力機構（JICA）に出向きまして、本市の採用試験を P R したときの写真です。

担当職員が、のぼり旗を持ち、村上海賊の甲冑を身に付けて「ほかの自治体と今治市は違うぞ」という意気込みでPRした結果、今年度は青年海外協力隊経験者2人の受験があり、1人に最終合格を出したところです。

このほかにも、中四国の大学や公務員予備校などを直接担当者が訪問して積極的にPR活動に取り組んでまいりました。

こうした取組の効果について、「平成30年度今治スタイル採用試験（A日程）の実施状況」という資料をご覧ください。

今年度の「今治スタイル採用試験」は既に終了しておりますので、その結果を報告いたします。

まず、一般事務（特別枠）です。

昨年度実施の一般教養試験を小論文試験に変更し、一次試験を昨年度の7月から今年度は4月に前倒した結果、受験者が昨年度の7人から16人に増加、5人に最終合格を出したところです。なお、この5人の中には、青年海外協力隊の経験者1人を含んでいます。

また、今年度から実施いたしました「民間企業経験者枠」には、今治市外からも多数の受験申込があり、24人が一次試験を受験、3人の最終合格者を出したところです。

土木・建築の技術職は、職員PRの成果もあって、今年度は土木職、建築職、各々2人の最終合格者を出すことができいております。

以上のように、今年度、「今治スタイル採用試験」では12人に最終合格を出すことができ、一定以上の成果が出たと考えていますが、この取組は始まったばかりであり、職員を少数精鋭化しつつ、組織力の向上を図るため、この試験制度に改良を加えながら、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

妹尾会長

ありがとうございました。

行革甲子園に応募している2つの事例について説明がありました。

このうち、「今治スタイル採用試験」については、行政改革ビジョンで掲げる重点目標の達成に向けて大変重要な取組であり

	<p>ますが、事務局からの説明について、委員の皆様から何かご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。</p> <p>私からも質問ですが、今年度の「今治スタイル採用試験」のA日程は、この4月に終わっているということですか。</p>
人 事 課 長	<p>3月1日の民間企業の就職活動解禁日に合わせて募集を開始し、4月下旬に1次試験を行い、6月下旬に最終合格者を決定したところです。</p> <p>また、別にB日程として、通常どおり7月に筆記試験も含めた採用試験を予定しております。</p>
妹 尾 会 長	<p>今治市の情報を受けて、他市でも同様に、公務員試験対策をしていなくても受験可能な採用試験を開始する動きがあるようです。</p>
尾 上 委 員	<p>平成30年度の試験というのは、平成31年度に採用ということですか。</p>
人 事 課 長	<p>平成31年4月採用の試験を今年度中に実施しています。</p>
尾 上 委 員	<p>では、例えば一般事務特別枠の受験者16人のうち5人が合格というものの、この5人が必ず入ってくれるという確証はあるのですか。</p>
人 事 課 長	<p>採用までの期間で採用前研修や意向確認など、しっかりフォローを行っていきます。</p>
妹 尾 会 長	<p>文化・スポーツ枠という特別枠ができた時も、公務員予備校に通う現役や既卒者から見ると革命的だったと思います。</p>
人 事 課 長	<p>今年度からは、民間企業経験枠も同様に実施していますが、ほとんどが市外在住者からの応募です。やはり民間で働いている人の中にも、もっと地域に貢献したい、あるいはUターンし</p>

	<p>たいといった希望者が結構おられますが、そういう方は公務員試験対策の勉強をする時間がきわめて限られています。</p> <p>そういう民間企業の経験を市に持ち込んで、経営者感覚や民間のサービスなどの違った発想で、即戦力になっていただくことを狙いとしています。</p>
来 栖 委 員	<p>今治市の採用試験は、大学卒業が受験資格となっているのですか。</p>
人 事 課 長	<p>年齢制限はありますが、学歴は要件としていません。</p> <p>ただし、今回の文化・スポーツ枠や民間経験枠、土木・建築の技師採用では筆記試験を行っていませんので、職種や試験制度によっては、大学で十分学んでいることを前提としています。</p>
村 上 委 員	<p>地域の人口が減少し、人員が本当に不足する中、こういう積極的な取組は評価できます。できる部分は民間としても真似していきたい。</p>
浅 井 委 員	<p>人物重視の試験方式への転換は非常に評価できますし、大事なことです。しかし一方で、人物評価というのは点数で表せないものであり、この評価基準をどのように設定しているのかという点で苦労があるのではないかと思います。</p> <p>そのあたりの工夫や評価の考え方などは、どのようにしていますか。</p>
人 事 課 長	<p>そこが重要なポイントになるところです。人物を判断するのはなかなか難しいのですが、できるだけ多くの職員目を見て面接をしようという方針のもと、一次で面接、二次で集団討論と面接、三次でも面接という形で採用を行っています。</p>
村 上 委 員	<p>いい人財を採用できれば良いのですが、一緒に働いてみないとどうしても分からない部分はありますね。</p>

人 事 課 長	<p>既にお気付きとは思いますが、「人財」、敢えて「人の財産」と標記しています。職員は宝であるという想いを込めて、育成についてももしっかりやっていきたいと考えています。</p>
妹 尾 会 長	<p>それでは、続きまして議題3「その他」について、事務局から説明をお願いします。</p>
企 画 課 長	<p>それでは、資料4「平成30年度 行政改革推進審議会開催スケジュール（案）」をご覧ください。</p> <p>今年度の審議会は、本日と1月下旬の2回を予定しており、2回目は、行政改革ビジョンの進捗状況についてご報告する予定です。</p> <p>また、さきほども少し触れましたが、8月30日の行革甲子園については、視察研修として、ぜひ委員の皆様と各自治体の先進的・独創的な事例を共有し、本市における行政改革の更なる推進を図ることができる取組か、調査・研究した上で、積極的に活用していきたいと考えております。</p> <p>当日は、市役所を10時頃にマイクロバスで出発し、松山市内で昼食後、12時半から17時まで行革甲子園、終了後、市役所へ18時半頃到着する予定です。</p> <p>お忙しい中、ほぼ終日にわたる視察研修となりますが、ぜひ、ご参加をよろしく願いいたします。なお、詳細につきましては、後日ご案内させていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
妹 尾 会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局からの説明について、委員の皆様から何かご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。</p>
委 員	<p><意見・質問なし></p>
妹 尾 会 長	<p>それでは、これをもちまして審議회를終了いたします。長時間ご協力ありがとうございました。</p>